

障害者計画・第1期障害児福祉計画の策定について

障害者・障害児を あわせた計画として策定

障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、法定の「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」をあわせて策定します。 ➡ (仮称) 千代田区障害者(児)福祉プラン

◆障害者(児)の計画の種類

障害者計画

- ・【根拠法令】 障害者基本法第11条
- ・【計画期間】 平成30年度～35年度(32年度に見直し)

障害福祉計画

- ・【根拠法令】 障害者総合支援法第88条
- ・【計画期間】 平成30年度～32年度[第5期]

障害児福祉計画

- ・【根拠法令】 児童福祉法第33条の20(28年度法改正)
- ・【計画期間】 平成30年度～32年度[第1期]

◆計画の構成

千代田区の障害者施策の基本方針【障害者計画】

- 障害者の意思疎通に関する条例の趣旨普及
⇒「心のバリアフリー」の推進
- スポーツ、文化芸術、就労等、障害の有無に関わらず活躍できる場と支援の提供
- ライフステージ別の支援を見える化
- 保健所、高齢者部門、教育部門との連携強化
- 実態とニーズに即した施設整備の方向性

サービス提供体制の確保と見込み量【障害福祉計画】 【障害児福祉計画】

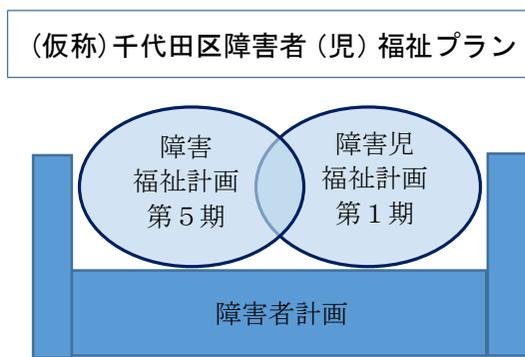
- 国の基本指針に基づき成果目標を設定
- 実態とニーズに即したサービスの将来推計

◆平成30年度に向けた障害者(児)の計画

【平成29年度まで】



【平成30年度から】



◆改定のポイント

【障害者計画】を強化

- 平成25年から障害者総合支援法の対象に難病が追加
・国指定の対象疾病
25年度 56疾病 ⇒ 28年度 306疾病
- 精神障害者の増加
・手帳所持者 26年度 187人 ⇒ 28年度 245人
・精神通院医療 26年度 484人 ⇒ 28年度 517人
(※延申請者数)

【障害者計画】に障害児の課題も明記

- 子ども発達センター「さくらキッズ」の利用登録者増
24年度開設当初 172人 ⇒ 28年度 292人